

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 25 年 11 月 15 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
同 高 岡 香  
同 長 峯 徳 積  
同 竹 内 英 明  
同 平 本 さとし

1 措置の対象となった監査の結果

平成 25 年 7 月 30 日（神奈川県公報定期第 2502 号）神奈川県監査委員公表第 11 号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所 17 箇所中 1 箇所

2 監査の結果及び講じた措置の内容

< 公安委員会 >

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県伊勢原警察署	平成 25 年 2 月 14 日（平成 25 年 1 月 23 日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、日々雇用職員の雇用に当たり、雇用保険法に基づく被保険者に関する届出等を適正に行っていなかった。	不適切事項については、雇用保険法等関係法令の理解が不十分であったことによるものであり、職員調査終了後、速やかに所定の届出等を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の周知徹底を図るとともに、複数の職員による業務管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。